

平成24年2月9日

第5期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） に対するパブリックコメントの実施結果について

福祉管理課
高齢者支援課
介護保険課

1 実施期間

平成23年12月14日（水）から平成24年1月13日（金）まで

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、
ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、シニア活動支援センター、地域包括
支援センター、男女平等推進センター、福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、
介護保険課 計43か所

※ 区ホームページからも閲覧できるようにしました。

3 意見総数

意見提出者 66人、意見総数 160件

4 提出された意見

(1) 第5期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するもの

高齢者保健福祉計画に関するもの 5件

介護保険事業計画に関するもの 145件

「計画策定の基本的考え方」に関するもの	2件
「介護保険サービス」に関するもの	32件
「給付費の見込みと保険料」に関するもの	103件
「適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上」に関するもの	8件

(2) その他 10件

5 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

第5期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：計画案に取り入れる ○：計画(素案)に盛り込まれている □：意見・要望としてお聞きする
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	28 ページ 社会参加促進策の充実	いきいきふれあいサロンの増設など、高齢者が集える場所の確保に力を入れてほしい。	◎	平成21年度から実施したモデル事業の検証結果を踏まえて、平成24年度からは、「区民が主体となり、既存の公共施設を活用することにより、葛飾区社会福祉協議会を通じてサロン事業を取り組む地区に対してサロン開設・運営の助成をし、設置地区の拡充を図ります。」という文言を28ページの記載に加えます。
2	31, 34, 35 ページ 介護予防の推進等	認知症についての記載が不十分である。	◎	認知症高齢者と家族への支援(34ページ)で「認知症高齢者グループホーム整備支援」や「成年後見事業の拡充」、「認知症高齢者支援事業」を記載しています。また、介護予防の推進(31ページ)で認知症の予防となる事業を記載しています。さらに、「認知症高齢者支援事業」に、「一般区民等を対象に、認知症に対する正しい知識を持ち、地域において認知症の方を支援する認知症サポーターを養成する講座」、「サポーターを養成する講座については、小中学生向けの講座を開催し、認知症高齢者の支援の輪を広げていきます。(34ページ)」及び「地域包括支援センターによる認知症高齢者家族会育成(35ページ)」という記載を加えます。
3	33 ページ あんしん 「その他の事業」	料理、買い物ができなくなるといった状態にも配慮してほしい。	△	日常生活を送る上で、ご不便なところがありましたら、区や地域包括支援センターにご相談ください。身体の状態に応じて介護保険認定申請を行い、その結果要支援1以上の認定を受ければ、必要な介護サービスが受けられます。申請の結果非該当(自立)になったときでも、食事の支度や買い物のお手伝いなどができる場合があります。
4	33 ページ あんしん 「その他の事業」	要介護3でもおむつの購入の負担が大きい。おむつの支給対象を見直してほしい。	△	真に紙おむつの必要な高齢者を支援するという考え方から、紙おむつを必要とする高齢者の実態を踏まえ、来年度から、支給対象者を要介護2以上の認定を受けた方まで広げることを検討しています。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている

△：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
5	36 ページ ふれあい 「かつしかあんしんネットワーク」	ひとりぐらし高齢者への対応が必要である。	○	かつしかあんしんネットワーク事業（36ページ）で「ひとりぐらし高齢者等を地域の中で見守り、支援が必要な方に適切なサービスを提供します」と今後の区の取り組みの方向を記載しています。
介護保険事業計画に関するもの 145件				
計画策定の基本的考え方に関するもの 2件				
6	41 ページ (3) 事業展開の方向性	葛飾区独自の人材確保計画を策定してほしい。	○	介護現場の人材確保に関することにつきましては、引き続き国等に要望を行っていきます。なお、区独自の人材確保計画の策定は考えておりませんが、テクノプラザ・シニア活動支援センターと連携し介護求人紹介を行い、地域における介護人材の確保に努めます。
7	42 ページ (3) 法改正への対応	24時間対応の定期巡回、随時対応型サービスや複合型サービスを実現してほしい。保険者の判断による予防介護と生活支援サービスの総合的な実施を可能とするについては反対である。	○	24時間対応型サービスについては、現行の区特別給付を維持しつつ、新サービスへの移行が必要か、新サービスの供給体制を確保できるか等の検討を行っていきます。 保険者の判断による予防介護と生活支援サービスの総合的な実施については、当該サービスに提供できているサービスを再構築するとならざることを、現行サービスに提供できているサービスを増やすことなどにより、第5期計画の期間においては予防介護と生活支援サービスの総合的な実施は行わないこととします。

【取扱いについて】

- ◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
介護保険サービスに関するもの 32件				
8	46 ページ (2) 地域包括支援センター	地域包括支援センター強化のため、区直営の「基幹型地域包括支援センター」を設置してほしい。	□	基幹型地域包括支援センターには以下の機能が求められます。 ① 区政全体と整合性をもったセンター運営を図る統括支援機能を ② 業務状況を継続的に把握し、事業の監督、調査、指導、助言を ③ センター職員の職能を高める研修等の教育的機能を ④ 問題解決の難しい個別ケースの後方支援機能を これらの機能は、高齢者支援課高齢者相談係が担っておりまして、基幹型地域包括支援センターを組織する必要はないと考えております。
9	46 ページ (2) 地域包括支援センター	地域包括支援センターのPRをすすめてほしい。 (同様の意見が他に6件)	○	「今後は、地域包括支援センターの周知を図り」と記載しております。具体的には、わかりやすい通称名を付けることや、介護予防講演会をはじめとして、自治町会のお祭りなど様々な機会をとらえて、気軽に利用してもらおうことを進めるなど、PRに努めてまいります。
10	46 ページ (2) 地域包括支援センター	地域包括支援センターの増設をすすめてほしい。 (同様の意見が他に15件)	△	身近な相談窓口としてよりいっそう区民の皆様にご利用していただけよう、交通の利便性などを考慮して、平成21年から、分室などの窓口の増設を図ってきました。昨年には7つの地域包括支援センターに加え6つの分室、1つの出張相談窓口の体制ができてきました。 今後は、支援を必要とする高齢者の増加に対応するために、職員数の増員など機能強化を図ってまいります。(80ページ) なお、地域包括支援センターの財源は、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料や区一般財源が当てられております(73ページ)ので、地域包括支援センターの増設は、保険料に与える影響を考えながら進めていく必要があります。
11	50 ページ (3) 介護サービス	介護型療養施設廃止については、引き続き廃止を差し止め、必要な施設を増設を国に求めてほしい。	□	介護療養型医療施設については、平成29年度末に廃止予定となっております。区としては、当該施設から介護保険施設等への転用を支援する役割を担う東京都と連携しながら、当該施設利用者に必要なサービスが今後も継続的に提供できるように努めます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている

△：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
12	50 ページ (3) 介護サービス	認知症対応型グループホームの利用料・食費・居住費への補助制度を導入してください。	□	利用料の減額については生計困難者に対する利用者負担額の軽減に該当する場合がありますのでお問い合わせください。 食費・居住費への補助制度の導入は考えていません。
13	50 ページ (3) 介護サービス	生活援助の60分から45分への時間切り下げに反対します。	□	1月25日に公表された「平成24年度介護報酬改定の概要」では、20分以上45分未満及び45分以上という2つの単位が設定されました。45分以上という単位がありますから、45分で直ちにサービスが打ち切られるということではありません。サービスに不足があるようでしたら、担当のケアマネジャーにご相談ください。
14	50 ページ (3) 介護サービス	訪問看護、訪問リハビリの見込みが少くない。	□	サービスの見込量については、従来の実績と事業者の参入動向を元に推測しています。この意見については、訪問看護・訪問リハビリをもっと増やしてほしいという要望としてお聞きしました。
15	50 ページ (3) 介護サービス	介護度にとらわれず、医師の確認なしに介護ベッド等を支給してほしい。 (同様の意見が他に2件)	□	現行制度では、要介護2以上でない原則として介護ベッド等の貸与の対象ではありませんが、所定の申請（ケアマネジャーが代行可）があり、必要性が認められれば、支給できるととされていきます。本区の場合、申請があった方のほぼ100%が支給対象の決定を受けています。申請には主治医の所見が必要ですが、大きな不自由はないと考えています。
16	52 ページ (5) 地域密着型サービス	地域密着型サービスについては、低所得者の受け入れ枠の拡大を考慮してほしい。	○	地域密着型サービスの改善では、定員18名の認知症対応型グループホームを7か所（126人）増設し、平成25年度末には31か所（537人）の整備を計画に盛り込んであります。施設が増加することにより低所得者の受け入れ枠も増加します。また、グループホームでは一般とは別に、生活保護受給者の利用について料金体系を作成している施設もあり、生活保護基準で入所することが可能です。

【取扱いについて】

- ◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
給付費の見込みと保険料に関するもの 103件				
17	69 ページ (6) 介護保険サービス 基盤の整備 1) 施設サービスの整備	13点以上でないところと入所できないという、今の特別養護老人ホームの入所基準を改善してほしい。 (同様の意見が他に5件)	□	13点以上でないところと入所できないというのではなく、優先度が高いところと入所できないところとを区別して、問題行動や虐待などがある場合などは、点数に関わらず入所を認めています。
18	69 ページ (6) 介護保険サービス 基盤の整備 1) 施設サービスの整備	特別養護老人ホームを建設してほしい。 (同様の意見が他に18件)	○	特別養護老人ホームは、要介護1以上の方が利用できる施設ですが、平成23年12月1日時点の開設ペースで、本区は、特別養護老人ホームの総定員数を当該区の要介護1以上の方の総数で割った「施設整備率」で、23区3位の高い整備率となっております。第5期介護保険事業計画では、既に整備が決定している東金町二丁目及び細田四丁目の方が必要とする方ができるだけ早く入所できるように、引き続き特別養護老人ホームの整備を促進してまいります。
19	69 ページ (6) 介護保険サービス 基盤の整備 1) 施設サービスの整備	高砂地区に特別養護老人ホームを建設してほしい。 (同様の意見が他に24件)	□	特別養護老人ホームは、区民だけが利用できる認知症対応型デイサービスなど区内7つの生活圏域毎に計画を立て、整備を促進する地域密着型サービスの施設とは異なり、区内全域を一つの単位として整備する施設となっておりますので、区としましては、地域ごとに整備する考えはありません。なお、高砂地区については、高砂団地の建替え跡地を特別養護老人ホームの建設を計画する社会福祉法人に提供するよう、既に平成20年7月から機会あるごとに要望しており、昨年10月に改めて、東京都に強く要望しています。
20	70 ページ (6) 介護保険サービス 基盤の整備 2) 居宅サービスの整備	小規模多機能居宅介護の整備をすすめてほしい。	△	第4期介護保険事業計画では、区内初となる事業所を含めて3か所を整備し、第5期については、既施設の利用状況及びニーズ、事業者の動向等を検討の上、1か所の整備を計画してまいります。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている

△：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
21	74 ページ 第1号被保険者の保険料 基準額の設定	保険料の値上げはやめてほしい。 生活が成り立たなくなる。 (同様の意見が他に36件)	□	介護保険制度は、介護に要した費用全体を公費（税）50%、40～64歳の被保険者29%、65歳以上の被保険者21%という負担の割合でまかなわれております。 本区においても高齢化が進んでおり、この10年間（平成12年～22年）で比較すると要支援・要介護認定を受けた人は約2.1倍、一人当たりが使うサービス費は約1.1倍となり、介護に要する費用全体が約2.5倍となっています。この結果、保険料が高くなるという状況が懸念されます。また、第5期計画では、介護に従事する人への処遇改善のための介護報酬の引き上げの影響も受けています。 保険料や利用料の負担により生活が成り立たなくなるなどのご事情がある場合には、介護保険課にご相談ください。
22	74 ページ 第1号被保険者の保険料 基準額の設定	年金生活者など低所得者への保険料減額の配慮をしてほしい。 (同様の意見が他に9件)	○	被保険者ごとの保険料額の設定にあたっては、第2段階の基準額に対する割合を第4期計画の0.5から0.45に下げる、新たに特例第3段階（0.6）を設定する、特例第4段階（0.925）を継続するなど、低所得者への配慮を行っています。
23	74 ページ 第1号被保険者の保険料 基準額の設定	高所得者の保険料を更に細分化し乗率を上げ、低所得者の乗率を下げてほしい。	△	第5期計画では、高所得者の段階を細分化し乗率を上げ、低所得者の乗率を下げる努力をしています。
24	74 ページ 第1号被保険者の保険料 基準額の設定	介護保険の国の負担を引き上げるよう要望してほしい。 (同様の意見が他に3件)	△	全国市長会を通じて「十分かつ適切な財政措置を講じること」等の要望を行っています。

【取扱いについて】

- ◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
適正な介護保険制度の運営とサービス質の向上に関するもの 8件				
25	78 ページ 2) 介護保険制度の普及	区の高齢者施策と負担額の一覧表を作って区民に知らせてほしい。	△	高齢者福祉サービスの中には、サービス提供事業者との契約金額によって毎年利用者負担額が変わるサービスもあります。このため、向こう3ヶ年の計画を記載する高齢者保健福祉計画書の中に施策と負担額等の一覧を載せることはできませんが、区広報紙や「介護保険制度のご案内と高齢者保健福祉サービス」などを活用して分かりやすくお知らせできるように努めてまいります。
26	78 ページ 2) 介護保険制度の普及	デイサービス等の施設と利用条件等を知らせてほしい。	△	デイサービス等の施設については、区役所等で配布している「ハートページ」に記載していますのでご覧ください。利用条件等については、「介護保険制度のご案内と高齢者保健福祉サービス」をご覧ください。区ホームページでもご覧になれます。また、個別にお問い合わせいただければお答えします。
27	78 ページ 2) 介護保険制度の普及	介護保険利用ガイドの文字を大きくしてほしい。	△	「介護保険制度のご案内と高齢者保健福祉サービス」は、3万部印刷してお配りしています。紙面の関係もありまして文字の大きさについては制約がありますが、ユニバーサルデザインに準拠しています。
28	78 ページ (1) 適正な介護保険制度の運営	介護申請したら早く実施できるようにしてほしい。	△	介護サービスについては、申請を行った日から暫定ケアプランによる利用ができます。また、要介護認定申請の処理につきましても、認定結果を1か月以内に通知できるよう努めてまいります。
29	79 ページ 6) 国や都への情報発信	介護報酬の引き上げを国に要望し、事業者・登録ヘルパーの処遇改善をしてほしい。	△	全国市長会を通じて、介護報酬の水準の適正な設定、介護従事者の処遇改善について、国に要望してきました。1月25日に公表された「平成24年度介護報酬改定の概要」では、サービス種別ごとに1.1～4.2%の加算率を乗じた報酬への上乗せとすることが示されました。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れられる ○：計画（素案）に盛り込まれている
 △：計画案には取り入れられないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
30	79 ページ 6) 国や都への情報発信	介護職処遇改善交付金の継続を国に要請してほしい。 (同様の意見が他に1件)	△	全国市長会を通じて、処遇改善交付金の継続を国に要望してきていますが、1月25日に公表された「平成24年度介護報酬改定の概要」では、サービス種別ごとに1.1~4.2%の加算率を乗じた報酬の上乗せとすることが示されました。
31	79 ページ 6) 国や都への情報発信	介護保険制度の改善について国に意見を提出してほしい。	○	介護保険制度や介護報酬など国の制度・仕組みに関することや介護職場の人材確保に関することなどについて、区では、必要に応じて、全国市長会などを通じて要望すること等に努めてきています。今後も、必要性を判断し、積極的に国や都への情報発信に努めます。
その他 10件				
32	その他	社会参加を促すために、地域通貨、ボランティア貯金などの導入を検討してほしい。	△	お話の地域通貨、ボランティア貯金は、ボランティア活動をされた方々に、活動内容や活動時間に応じた対価を地域限定の通貨で支払ったり、貯金のようにポイントを貯め、必要な時にそのポイントを使ってサービスを提供を受けることができるとのことだと思いません。 計画では、介護支援サポーター事業（28ページ）を記載しており、この事業の中で、ボランティア活動に応じて換金できるポイントを貯めることができようにはしております。これ以外の社会参加を促すためのボランティア活動に対する対価の導入につきましては、今後検討してまいります。
33	その他	高齢者の支援策を充実してほしい。	△	区では、介護保険法に基づくサービスのほか、独自の高齢者サービスを提供しています。 利用することのできるサービスの内容や料金等については、個別にご相談ください。
34	その他	介護職員の医療行為について国・都にプログラムを作るように意見を出してほしい。	△	介護保険課長会を通じ東京都に要望していたところ、1月19日付けで実施要綱が公表されました。
35	その他	老老介護の負担を少なくしてほしい。	△	地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。介護保険を利用して、ご家族の負担を少なくしてください。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れられる ○：計画（素案）に盛り込まれている

△：計画案には取り入れられないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
36	その他	利用料の減免制度を拡充して使いやすくしてほしい。	△	利用料の減免制度として、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費の支給、介護保険施設での負担額軽減がありま す。高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費の支給に ついては、区から対象の方に通知が届くようになっていきます。
37	その他	民間運営会社による、主に重度要 介護者を対象とした特養ホームに 準ずる居住系サービスを整備を推 進してほしい。	□	区では、介護を必要とする状態になっても、できるだけ住み慣 れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護を柱にしながら、在 宅での生活が困難な方のための施設としては、特養ホームに準ず る居住系サービスを整備することよりも、入所を希望する区民の 方が多い特別養護老人ホームの整備を促進してまいります。
38	その他	小規模のグループリビングなど、 ひとりぐらし高齢者と地域社会と のつながりを豊かにする住宅施策 を打ち出してほしい。	□	「小規模のグループリビング」につきましては、ご意見・ご要 望としてお聞きいたします。 ひとり暮らし高齢者の地域社会とのつながりについては、「か つしかあんしんネットワーク事業」（36ページ）・「いきいき ふれあいサロン」（28ページ）を計画に盛り込んであります。
39	その他	訪問看護師が足りないの、区独 自の看護師復帰プログラムなど施 策の実施を検討してほしい。（同 様の意見が他に1件）	□	看護現場を離れて、復帰を考えている看護師に対する支援につ いては、看護職復職支援研修として東京都が社団法人に委託して 実施してまいります。同様の事業は民間の病院でも実施していきま す。
40	その他	介護保険が安心、納得できる平等 な制度にしてほしい。	△	介護保険制度は社会保障制度の一つとして平成12年度に導入 され、11年が経過しました。この間、区は保険者として、要介 護認定の精度向上や介護事業者の指導育成など、安心・納得ので きる平等な制度となるよう努めてまいりました。今後とも引き続 き努力してまいります。

